

 <h1 style="margin: 0;">浜松市公報</h1>	<p>発行 〒430 - 8652 浜松市中央区元城町 103 - 2 浜松市 (総務部 政策法務課) 電話 053 - 457 - 2250</p>
---	---

目次

<告示>

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（環境部環境保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

告 示

浜松市告示第130号

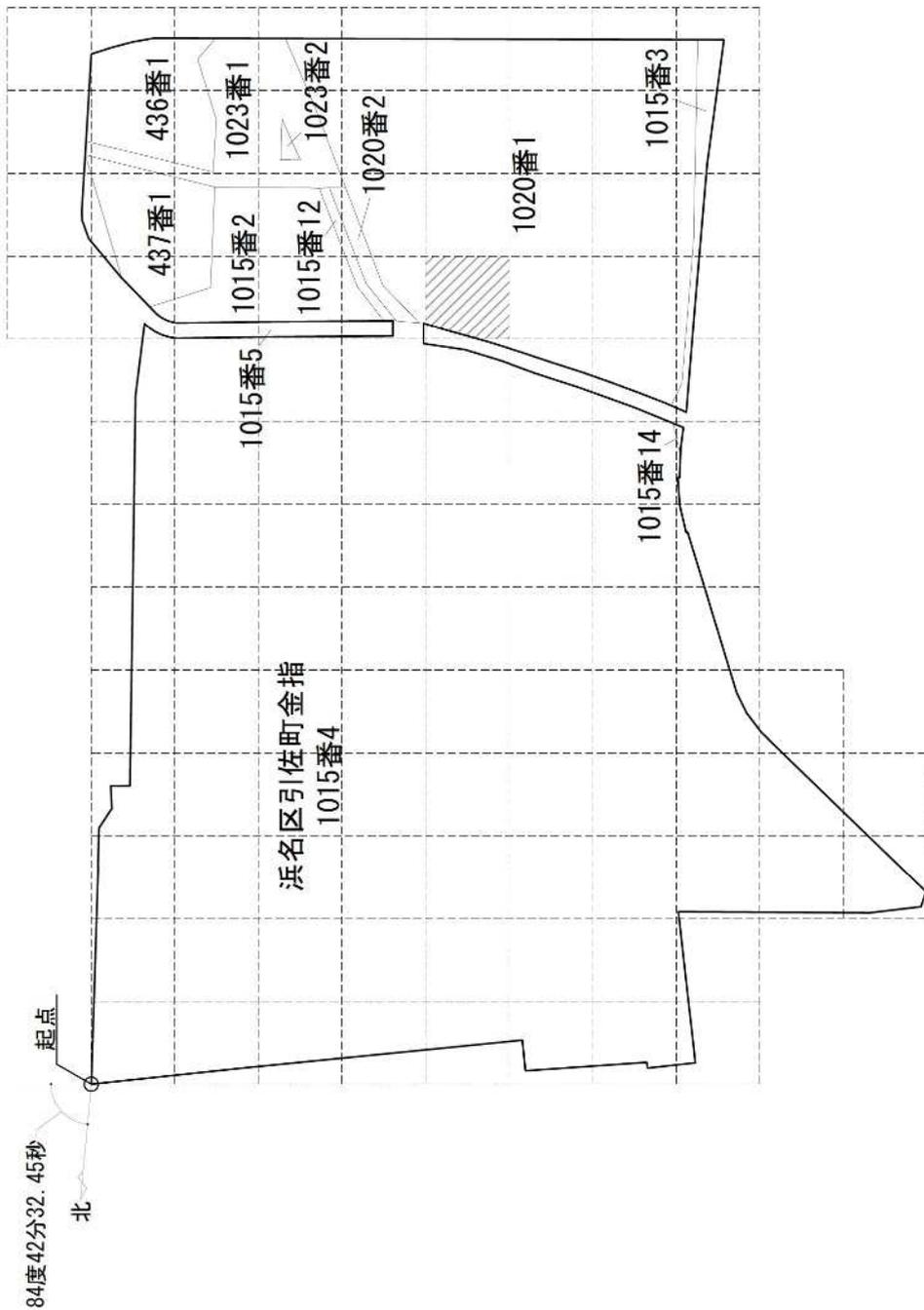
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

令和8年 3月 5日

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり（浜松市浜名区引佐町金指 1020 番 1 の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、
座標 (X, Y) = (-130559, 3109, -74808, 1002) とする。
※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定によ
り、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 (84度42分32.45秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北
方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引
いた線により構成されている格子を、起点を中心と
して、右回りに回転させた角度を示す。